

学校三部制に係る教室等の活用に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和7年8月27日

天理市教育委員会

教育長 伊勢 和彦

天理市教育委員会規則第6号

学校三部制に係る教室等の活用に関する規則の一部を改正する規則

学校三部制に係る教室等の活用に関する規則（令和6年9月天理市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、天理市みんなの学校プロジェクトの推進に関する条例（令和7年7月天理市条例第31号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する学校三部制における第二部（学童保育を除く。）及び第三部に係る教室等の活用（学校教育上支障がないものに限る。）について必要な事項を定めるものとする。

第2条第2号及び第3号中「第5条」を「第4条」に改める。

第3条を削る。

第4条第1号を次のように改める。

（1）音楽室、家庭科室、図工室等の特別教室

第4条を第3条とする。

第5条第1項中「各小学校区」を「各学校区」に改め、同条を第4条とする。

第6条第2号中「学校三部制以外の目的で」を削り、同条を第5条とする。

第7条を第6条とし、第8条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。